

○熊本市高齢者及び障害者住宅改造費助成事業の実施に関する規則〔障がい保健福祉課・介護保険課〕

平成28年3月31日

規則第62号

(目的)

第1条 この規則は、在宅の高齢者及び障害者（以下「高齢者等」という。）が居宅において安全かつ快適な生活ができるよう、高齢者等の住宅の改造に係る経費（以下「住宅改造費」という。）を助成する住宅改造費助成事業を実施するために必要な事項を定めることにより、当該高齢者等の自立の促進、寝たきりの防止及び介護者の負担の軽減を図り、もって健康の保持及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(助成の対象等)

第2条 市長は、市長が別に定める要件を満たす者に対し、予算の範囲内において、住宅改造費に対する助成を行うことができる。

2 助成の対象となる改造工事、助成の基準額、その算定方法その他の助成の内容は、市長が別に定める。

(申請等)

第3条 住宅改造費に対する助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の申請を行う場合は、住宅の改造を実施する前に市長に協議をしなければならない。

(審査等)

第4条 市長は、前条第1項の申請があったときは、審査を行い、適当と認めるときは、申請者に対して住宅改造費に対する助成の決定を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する助成の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(届出)

第5条 前条第1項の規定により住宅改造費に対する助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）が第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき、住宅の改造の

内容に変更があったときその他市長が別に定める要件に該当したときは、受給者又はその家族若しくはこれに準ずる者が速やかに市長に届け出なければならない。

(決定の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、住宅改造費に対する助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 受給者が第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により住宅改造費に対する助成を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件に該当するとき。

(返還)

第7条 市長は、前条第2号の規定に該当するときその他市長が別に定める要件に該当するときは、その者に対し、助成した額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。